会 議 録

名 称	令和5年度第3回目黒区男女平等・共同参画審議会
日 時	令和5年9月22日(金) 午後6時30分~午後8時20分
会 場	オンライン開催(目黒区総合庁舎地下1階第16会議室)
出席者	(委員)岩田、神尾、小出、小林、田中、藥師、板井、片渕、久保、齊藤、 村田、池田、川越、平林、干場 (区側)人権政策課長、事務局
傍 聴 者	なし
配布資料	・次第・答申書案・新たな目黒区民センターの基本計画(素案)抜粋
会議次第	1 開会 2 「目黒区男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重を推進する計画の進捗状況の評価について」の答申案について 3 目黒区男女平等・共同参画センターのあり方について 4 閉会
会議の結 果及び主	1 開会・定足数、傍聴者の確認
要な発言	 資料確認
	2 「目黒区男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重を推進する計画の進捗状況の評価について」の答申案について ○答申書案の説明 事業評価小委員会委員が答申書案の修正点について説明した。 ○答申書案についての意見交換 意見なし。 ○まとめ 答申書の内容はこれで決定し、区長宛てに答申書を提出する。
	3 目黒区男女平等・共同参画センターのあり方について 新たな目黒区民センターの基本計画(素案)に基づき、意見交換を行った。 (委員) 直営から指定管理者の運営に変わるものが多く、行政では予算委員会が注目されるが民間では決算が重要であり、収益性が低い事業は撤退するのが基本的な方向性である。指定管理者による運営と民間企業の活動は同じではないが、民間が担うと参加者が少ない事業が続けられなくなったりすることがかなり出てくるのではないか心配である。 (委員) 最近では指定管理者の活用が増えている。指定管理者に任せた方がよい場合もある。指定管理者は結構、人材を集めてくる。指定管理者の運営方法と区の運営方針がうまくマッチしているかどうかが重要である。

区が行うより指定管理者に任せた方が対応が早くなる場合もある。

- (区側) これまでに複数の自治体の男女センターを視察し、運営方法などについて検討を重ねている。一例として、港区のリーブラでは定期的に会合を設けて区と指定管理者で方針のすり合わせを行っており、多くの参加者を集めるイベントなどの企画も実施されている。コロナ禍ではオンライン対応も早く、良い点もたくさんある。ただし、指定管理者による運営がうまくいくようにするためには区職員が注力して対応しなければならないと考えている。男女平等・共同参画センターの運営を指定管理者に任せることが今回の取組の出発点ではなく、区民センター見直しの検討の中で指定管理者制度が導入されることになり、男女センターは新たな区民センターに移転することになったため、指定管理者による運営の対象になった。区としては円滑な運営に向けしっかりと取り組んでいきたい。
- (委員) 現在の男女センターを移転することについて、専用の設備がないと移 転とは言えない。現在の案は会議室や相談スペースなどが共有となって おり、どこにも専用の施設がない。拠点施設とは物質があることを指 し、そこに行けばいつでも活動できることを意味する。リーブラは複合 施設であるが、男女センターも専用のスペースが建物内にある。目黒区 の計画は区民センター全体として指定管理者制度を取り入れるものであ り、その一部として男女センターの運営も任せる内容である。運営体制 に男女平等・共同参画や性の多様性の専門性に特化したスタッフが必ず 選ばれるとは限らない。区は条例で拠点施設を整備すると義務付けてい るが、今回の案の内容では条例違反になる。看板だけがあっても専用の 場がなければ拠点施設とは言えない。区の条例は区民の意見を取り入れ て23区で初めて作られたものである。男女センターについてもそのよ うな活動ができる場がほしいという区内の女性の声を区が受け止めて設 置したものであり、資料室も同様である。そのような歴史的経緯を無視 して新しい区民センターに看板だけがあるというのは後退と言わざるを 得ない。専用の部屋ではなくてスペースでもよい。
- (区側) 今回の取組は男女センターだけではなく、区有施設全体を今後どのように運営していくかという検討の過程で進められてきたことである。新しい区民センターのオープンスペースは誰でも利用することができる。
- (委員) 条例でいう拠点施設とは専用の施設のことではないのか。
- (区側) 男女センターとして必要な機能を全て備えた上で他の機能と共用で新たな区民センターを使うことを考えている。
- (委員) 条例で定める拠点施設とは齟齬があるように見えてしまう。基本計画 素案における運営形態の比較では、新たな区民センターにも男女センターがそのまま残るような記載になっているが、実際は男女センターの名 称もなくなってしまうのであれば誤解を招く記載である。個人的には指 定管理者制度の導入自体は一つのあり方だと思うが、指定管理者の評価 基準は明確にしておく必要がある。また、機能というだけではどの部分 が男女センターなのか分かりづらく、実質的には消えていってしまう恐

れがあるため、名称やコーナーにはこだわるべきである。物理的な専用 の施設がないにしても、名称やエリアをどのようにするべきかについて は審議会として意見を言うべきだと思う。

- (委員) 民間企業の例では、直営から指定管理にすると外注扱いになるため必ず人員削減がある。今回は人員削減する計画はあるのか。業務委託すると委託先に決定権限はほぼなく、区の意思決定が見えなくなる。もし指定管理者に運営を任せるのであれば、ある程度権限も含めて運営を任せる契約にしないと非効率の温床になる恐れがある。
- (区側) 人員については現在のところ未定である。指定管理者による運営の内容については現在検討中であるが、男女平等・共同参画や性の多様性に関する法令等の知識を持っている人材が必要であり、区の条例や計画、これまでの経緯を踏まえて企画・立案できる人を配置するよう事業者選定の際に要求していく予定である。
- (委員) 指定管理者の選定において男女センター専用のスタッフの選考も行われるということか。
- (区側) 男女センターとしての看板があり、男女センターを訪ねてきた方には そのような人が対応できるような事業者を選定していくことを考えてい る。
- (委員) 区民センター全体の運営には色々な要素があり、男女センターの運営 が優先されることにはならないのではないか。
- (区側) 区民センターに入る各機能における事業者に求める水準の検討について、人権政策課としては先程の内容を盛り込むことを要求していく。
- (委員) 評価基準や名称についてはどのようになるのか。
- (区側) 評価基準を定めて管理していくのは必要なことと認識している。具体 的な基準等は今後検討していく。
- (委員) 評価基準を決める際にはあらかじめこの審議会にも共有してほしい。
- (区側) 担当所管にも相談してどのような方法があるか検討したい。書架については全てを区民センター内の図書館に収めることは不可能だが、図書館の一角にコーナーを設けて配架し、管理は図書館のスタッフが行うことを考えている。更に専門的な書架は男女センターの機能があるエリアの近くに配置し、男女センターの担当スタッフが管理することを考えている。空間設計は事業者が決まってから事業者が行うが、男女センター機能が備わっていることが全く分からないような造りにはせず、看板を設けて専用のスタッフが対応する体制を整えるよう要望している。
- (委員) 最低限のこととして、男女センターであることが区民センター内で見て分かるようにする必要がある。機能としての移転により男女センターの機能が分散してしまい、男女平等・共同参画や性の多様性という言葉自体が目に入らなくなってしまうのとはかなりレベルが違ってくる。
- (委員) 男女平等の歴史を考えると男女センターがあることはとても大事なことである。男性が中心で女性がいないことにされていることが多かった時代に、ここに来たら安全に学び合うことができるという象徴的なものとしてセンターがあった。それは名称であり場所であると思う。もちろ

ん機能という意味もあるが、名称や場所は歴史の中で勝ち得てきた財産 であることは踏まえる必要がある。機能だけ入るのはその歴史さえも溶 けてしまうような気がし、後退と言われればそのように見えてしまう。

指定管理になることについては、現在は専門性が担保できるのかが分からない状況である。理想は施設全体が男女平等・共同参画を推進するためのものであり、その状態を追い求めながら現実的な対応も必要だとは思うが、だからといって名称や場所をなくしてはいけないと言わざるを得ない。

- (委員) 国立女性教育会館もそうだが、物理的に女性や性的マイノリティなど の社会的に弱い立場にある人達が安心して集まって活動できる場所が重 要であると思う。機能のみをもってそれを実現しようとするのは言葉は 悪いが骨抜きのような印象もあるので、事情はあると思うが共用だけで はなく専用のスペースを設けることについて引き続き検討をお願いした い・
- (委員) 今回の拠点施設の取扱いについては条例に違反しない。条例の解釈として区がしようとしていることは可能である。そのため、妥当かどうかの問題として考えないと争点がずれる可能性がある。物理的な施設を設置してほしいという点はそのとおりだと思うが、審議会として区にこのようにするべきであると強く言えるほど私達は予算全体を見て意見を述べているわけではないことにも留意するべきである。この審議会は諮問された内容以外のことでも自発的に区長に意見を述べることができるので、審議会の意見を聞いた上で政策決定してほしいと要望し、その上で意見を述べるのがよいのではないか。
- (委員) 日本全体として女性や子どもの権利を守る方向に進んでいるときに男女平等や子どもや貧困に関する活動が縮小するのは世の中の動きに反している。移転を機にスペースが広がるとか充実するという流れであれば素直に受け入れられるが、現在は逆の雰囲気になっている。区も国や東京都などの大きな流れに沿うような形で運営していく姿勢が必要ではないか。
- (区側) 今回はこれまでの経緯を踏まえても大きな変化であり、現在進めている取組がうまくいくかどうか不安になる気持ちは理解している。様々な自治体の男女センターを見てきた結果、資料室があって椅子やテーブルが用意されている自治体は色々とあったが、その多くが利用率や認知度が上がらない状況を抱えていた。本区の男女センターの認知度は区民意識調査結果では近年10%台で推移しており、認知度が上がらない状況は同様である。資料室の活用状況を見ても平成14年と比べて一日当たりの貸出者数が4分の1以下になっている。さらなる活用についてはセンター職員をはじめ検討を重ねており、男女センターで活動されている登録団体の協力も得ているが、登録団体数は少しずつ減っている状況である。区民センターへの移転でチャンスだと考えられることは、男女センター以外の機能を利用する人でこれまで男女センターとの関わりがなかった人でも区の男女平等・共同参画や性の多様性に関する取組を目に

する機会が増え、興味を持ってもらうことができると考えられることである。そのようにして交流の輪を広げて活発にしていかなければならないという思いで今回の計画を成功させたいと考えている。専用の場所がないから後退であるというご意見については、そのお気持ちは理解するところだがずっと同じ状態でよいわけではなく、様々な変革をしていかなければならない時期が来ていると感じている。

- (委員) 後退しているという意見について、行政なので例えば人口が減少したからセンターを廃止するとしても問題はない。私達はどのような立場にいるのかを踏まえた上で意見を述べるべきであり、後退したと言うのは簡単だが、どうしてこのようになるのか区に説明を求めて今のように説明があればそれでよいし、何の根拠も説明もなく進めているのであればそれはおかしいと意見する立場にいることを理解して意見交換を進めた方がよい。
- (委員) 男女センター設置の背景や登録団体の活動など、男女センターがどのようにして自治体や国で設けられるようになったかという国内外の政治の歴史や財産と、現在の計画のような合理的な判断はトレードオフの関係かもしれないが、どのような選択をするのかもう少し考えて小さくてもよいから男女センター専用の場所を設けてほしい。
- (委員) 歴史がこのようであったから将来に向かってこのようにすべきという のは考え方として適切ではない。歴史はこのようであったが、将来的に はこのようにすべきであるという考え方は成り立ち得る。専用の施設を 設けることが間違いということではなく、予算などの区政全体を見ることまでは義務付けられていないこの審議会が何をするべきかについては わきまえる必要がある。

これまでの活動や経緯を踏襲することは男女平等を実現するための当為であるということは理解できるが、今は審議会委員として将来どうすべきかを考えることが私達に課された責務であると認識して議論を進めるべきではないか。

- (委員) 実際に男女センターを利用する人達は専用のスペースを望んでいるのではないか。審議会委員としてどのように意見を述べて議論していくべきかという観点は必要だと思うが、その中だけで議論するのも少し違うのではないか。
- (委員) 現在のような形で男女センターを運営していくのは財政的にもったいないというぐらい利用率が低いのではないかと思う。区民センターに移転することで、今のように高層階まで上がってこなくてはいけない場所からもっと人目に付き、ふらっと立ち寄れるような場所になるとよい。区民センター内に男女センターの看板を出し、そこに専門家がいて相談できるようなブースがあるなど、利用率を高められる環境になるとよい。あまり活発に活動していない登録団体もあると思われるので、会議室がもっと活用されるように登録要件を緩和することも検討すべきかもしれない。登録団体でないと会議室の利用料金が高くなってしまい利用しにくい。

- (委員) 推進計画では男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重を推進する体制の強化を目標の一つとして掲げており、男女センターの認知度向上も成果指標に設定してきたものである。今回の移転に伴い、拠点施設としての機能が失われていくとすれば、体制の強化を今後どのように進めるかについて代案や展望はあるのか。
- (区側) 指定管理者制度を利用したとしても実際に現場にいる「人」が重要であると考えている。これまでの経緯や国や都の動きも踏まえてどのようにしていくかを区職員と一緒に考えてくれるようなスタッフを配置することを条件の一つとして要求していく。人を確保し、その人に聞いたり相談したりできる体制を作りたいと考えている。区も手放しで任せるのではなく、現場のスタッフと連携して対応することで現在よりも体制を強化するという視点でこの計画を考えている。
- (委員) 生涯学習事業は直営のままだが、男女センターはなぜ直営でできない のか。
- (区側) 現在の区民センター社会教育館はなくなり、新たな区民センターには 入らないため男女センターとは状況が異なる。
- (委員) 生涯学習課が講座等の内容を考える形になるので、男女センターの講座でも同様のことができると思うがこの違いは何か。
- (区側) 男女センターの講座も指定管理者が区とともに作ることになる。
- (委員) 原案は指定管理者が作ることになるのではないか。
- (区側) 区は計画案の承認という形で関与できるため、企画等に区の考えを反映することは可能である。
- (委員) 他の施策との比較をすることは他の施策との軽重を問うことになる が、この審議会はそのようなことを期待されて委員を集められたもので はないため、そのようなことは議論すべきではない。
- (委員) 男女平等に関連があることであれば他の領域に関することでも話して いくべきであると思う。
- (委員) この審議会にとって男女センターの移転は重要なことであるため、霧消したような形で区民センターに移転するのは問題である。条例では第 14条に基づいて審議会が区長に意見を述べられるため、何人かの委員 から意見があったとおり、男女センターの名称を残すことと専用のスペースを確保することについて、事業評価の答申書の提出と併せて区長に 意見を述べたい。
- (委員) 指定管理者の評価基準や目標などを決める際にこの審議会に事前に相 談してほしいということも加えてほしい。
- (委員) 節目ごとに審議会の意見を聞く姿勢を持ってほしいという内容にした 方がよい。(指定管理者の評価基準や目標のことはその例示として加え る。)
- (委員) これらの内容について区長に意見を述べることとする。意見書は会長 が作成する。
- (区側) 先程は区の財政について言及されたが、区有施設の持続可能性を考え たときに財政負担を減らしていかないと維持できない状況であることは

一連の区有施設見直しの前提になっている。今回の区民センターの件は そのリーディングプロジェクトとして取り組んでいるものである。この ような財政事情があるということはご理解いただきたい。

また、直営から指定管理者制度に切り替えることがサービス低下につながらないように仕組みをうまく活用してもっと幅広く皆さんに利用していただける男女センターにしようと考えているので、その部分はご理解くださるようお願いしたい。

4 閉会

以上